

議案第 1 4 号

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 3 年 2 月 2 5 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

安心して子育てできるまちの実現のための施策として、子ども医療費の助成対象者を小学校 6 年生までの子どもから中学校 3 年生までの子どもに拡大するため、条例の一部を改正するものである。

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富津市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われる医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。